

教育内容委員会 規約

名城大学理工学部環境創造学科に教育内容委員会を置く。教育内容委員会の活動については、以下のように定める。

1. **委員会の目的** ; 本学科における学習・教育目標を達成するために、教育内容に関する事項の調査・検討を行う。
2. **委員会の構成** ; 委員会の構成は、学科長を含む数名とする。委員長は学科長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
3. **委員の任期** ; 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、事情があれば交代または退任も可とする。
4. **委員会の開催** ; 委員会は 2 ヶ月に1回の開催を原則とする。また、必要に応じて開催する。
5. **委員会の協議内容** ; 委員会の活動は、以下の内容とする。
 - 1) 教育内容の検討
 - 2) 授業評価アンケートの依頼と集計・分析
 - 3) 総合的達成度評価の依頼および総合的達成度評価方法の検討
 - 4) その他、教育内容に関連する事項上記の検討結果は、教室会議に報告し、必要に応じて審議する。
6. **委員会の記録** ; 委員会の議事要旨は毎回作成し、学科会議室に保管するとともに、開示する。
7. 付則
 - 1)この規約は、平成 25 年 6 月 27 日よりこれを施行する。